

平成25年第4回飛騨市議会定例会議事日程

平成25年12月17日 午後3時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第115号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第3	議案第116号	低開発地域工業開発地区の指定に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
第4	議案第117号	農村地域工業等導入促進法に係る飛騨市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
第5	議案第118号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第6	議案第119号	指定管理者の指定について(飛騨市古川トレーニングセンター)
第7	議案第120号	指定管理者の指定について(飛騨市サン・スポーツランドふるかわ、飛騨市古川町森林公園)
第8	議案第121号	指定管理者の指定について(飛騨市黒内屋内運動場)
第9	議案第122号	飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について
第10	議案第123号	指定管理者の指定について(飛騨市星の駅宙ドーム・神岡)
第11	議案第124号	指定管理者の指定について(飛騨古川桃源郷温泉 ぬく森の湯すばーふる)
第12	議案第125号	指定管理者の指定について(飛騨市古川総合交流ターミナル施設(ホテル季古里))
第13	議案第126号	指定管理者の指定について(飛騨市古川味処施設)
第14	議案第127号	指定管理者の指定について(飛騨古川まつり会館)
第15	議案第128号	指定管理者の指定について(飛騨市神岡広域総合交流促進施設(Mプラザ)、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、飛騨市流葉自然休養園管理センター)
第16	議案第129号	指定管理者の指定について(古川町農産物直売施設)
第17	議案第130号	指定管理者の指定について(森茂牧場)
第18	議案第131号	指定管理者の指定について(飛騨河合飛騨牛繁殖センター)
第19	議案第132号	飛騨市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第20	議案第133号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第21	議案第134号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第22	議案第135号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
第23	議案第136号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
第24	議案第137号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)
第25	議案第138号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)
第26	議案第139号	無線システム普及支援事業飛騨市消防・救急デジタル無線及び消防指令システム整備工事の請負契約の締結について
第27	議案第140号	損害賠償の額の決定について

## 本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第115号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第116号	低開発地域工業開発地区の指定に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
日程第4	議案第117号	農村地域工業等導入促進法に係る飛騨市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
日程第5	議案第118号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第119号	指定管理者の指定について(飛騨市古川トレーニングセンター)
日程第7	議案第120号	指定管理者の指定について(飛騨市サン・スポーツランドふるかわ、飛騨市古川町森林公園)
日程第8	議案第121号	指定管理者の指定について(飛騨市黒内屋内運動場)
日程第9	議案第122号	飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第123号	指定管理者の指定について(飛騨市星の駅宙ドーム・神岡)
日程第11	議案第124号	指定管理者の指定について(飛騨古川桃源郷温泉 めく森の湯すぱーふる)
日程第12	議案第125号	指定管理者の指定について(飛騨市古川総合交流ターミナル施設(ホテル季古里))
日程第13	議案第126号	指定管理者の指定について(飛騨市古川味処施設)
日程第14	議案第127号	指定管理者の指定について(飛騨古川まつり会館)
日程第15	議案第128号	指定管理者の指定について(飛騨市神岡広域総合交流促進施設(Mプラザ)、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、飛騨市流葉自然休養園管理センター)
日程第16	議案第129号	指定管理者の指定について(古川町農産物直売施設)
日程第17	議案第130号	指定管理者の指定について(森茂牧場)
日程第18	議案第131号	指定管理者の指定について(飛騨河合飛騨牛繁殖センター)
日程第19	議案第132号	飛騨市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第133号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
日程第21	議案第134号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
日程第22	議案第135号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
日程第23	議案第136号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
日程第24	議案第137号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)
日程第25	議案第138号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)
日程第26	議案第139号	無線システム普及支援事業飛騨市消防・救急デジタル無線及び消防指令システム整備工事の請負契約の締結について
日程第27	議案第140号	損害賠償の額の決定について

○出席議員(17名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田	嶋	清和	安彦
3番	洞	中口	勝和	憲正
4番	野	村	和武	彦彦
5番	後	藤田	明良	郎次
6番	福	沼海	真邦	子
7番	菅	下原	希	子
8番	内	谷	幸	男
9番	森	天	寛	徳
10番	高	葛	博	文
11番	谷	山	寛	一
12番	天	池	寛	子
13番	葛	籠	恵	美
14番	山			
15番	池			
16番	籠			
17番				

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山	川本	修幸	一博
教育長	福	田口	幸富	之文
代表監査委員	谷	倉	孝雅	文廣
会計管理者	小	上	雅	豊
総務部長	水	腰	雅	行
財政課長	石	木	泰	男子
教育委員会事務局長	柏	塚	敦	昌彦
企画商工観光部長	岩	澤	義	光秋
環境水道部長	谷	井	智	
市民福祉部長	藤	瀬	向	
農林部長	川	之	清	
基盤整備部長	沢	上		
消防長	川			
病院管理室長	川			

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野	村	重	昭
書記	竹	原	美	香

( 開議 午後 3 時 0 0 分 )

◆開議

◎議長 (内海良郎)

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長 (内海良郎)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、1 番、前川文博君、2 番、中嶋国則君を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 1 1 5 号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について  
から

日程第 8 議案第 1 2 1 号 指定管理者の指定について (飛騨市黒内屋内運動場)

◎議長 (内海良郎)

日程第 2、議案第 1 1 5 号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから、日程第 8、議案第 1 2 1 号、指定管理者の指定について、飛騨市黒内屋内運動場までの 7 案件を、会議規則第 3 5 条の規定により一括して議題とします。議案第 1 1 5 号から議案第 1 2 1 号までの 7 案件については、総務常任委員会に審議を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。総務常任委員長、谷口充希子君。

[総務常任委員長 谷口充希子 登壇]

●総務常任委員長 (谷口充希子)

それでは、総務常任委員会に付託されました、議案第 1 1 5 号から議案第 1 2 1 号までの 7 案件につきまして、審査の概要ならびに結果について報告をいたします。

去る 1 2 月 1 2 日、午前 1 0 時より委員会室で審査を行いました。

議案第 1 1 5 号、飛騨市税条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、地方税法の改正に伴い改正するもので、市民税関係では、特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に市町村の区域外に転出した場合においても、特別徴収を継続するなど、公的年金からの特別徴収の見直しを行うことおよび、公社債等の利子および譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当、譲渡損益に対する課税が一本化されることに伴い、これらの金融所得に対する課税方法を改正するものであります。

質疑では、徴税の背景として徴収強化の一環なのかとの質問があり、特別徴収というのは強化の一環であると考えているとの答弁がありました。

また、件数について質問があり、公的年金で特別徴収に該当するのは約 2, 2 0 0 人。転出や死亡により普通徴収に該当する人は、約 1 0 0 人から 2 0 0 人との答弁がありました。

した。

また、市外への転出に伴う特別徴収について、自治体間の調整について質問があり、転出者の切り替えは年金保険者のシステムを介しており、自治体間での調整はないとの答弁がありました。その他、納付方法、金融所得に対する質問がありました。

次に、議案第116号、低開発地域工業開発地区の指定に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について申し上げます。本案は、低開発地域工業開発促進法第4条による租税特別措置法の固定資産税特例の適用期間が、期限を経過し終了したことに伴い廃止するものです。

質疑では、企業誘致についてメリットがなくなることについて、市はどのような方針で向かうのかとの質問があり、過疎法に基づく特例措置の条例により対応していくとの答弁がありました。その他、これまでの財源の減額分に対する国の措置等について質問がありました。

次に、議案第117号、農村地域工業等導入促進法に係る飛騨市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について申し上げます。本案は、農村地域工業等導入促進法第9条による租税特別措置法の固定資産税の特例制度が廃止されたことに伴い、廃止するものです。

質疑では、過疎法で対応ができ、廃止による影響はないかとの質問があり、影響ないとの答弁がありました。

次に、議案第118号、飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、国の地域経済活性化・雇用創出臨時交付金を活用し、経済対策としての建設地方債対象事業の建設事業に充当するため、基金を創出して管理するものです。

質疑では、基金としての平成25年度と26年度の事業実施等について質問があり、平成26年度の事業は確定していないため、明許繰越はできないほか、2カ年での事業であるため、基金として積立てておき、平成26年度に取り崩して実施する旨の答弁がありました。

また、建設公債の対象となる事業に充当できる事業であり、その他の事業には充当することができないとの説明がありました。

次に、議案第119号、指定管理者の指定について、飛騨市古川トレーニングセンターについて申し上げます。本案は、飛騨市古川トレーニングセンターの指定管理者として、ひだチャレンジクラブを平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、指定するものです。

質疑では、最初に指定管理に関する附帯決議について、市の方向性について質問があり、昨年、11月に示した方向性により検討してきた結果であり、観光、商業施設については厳しい方向性を示しているが、地域との関係もあり、今後も検討していくとの答弁がありました。

また、公募にあたり応募件数の質問があり、問い合わせは、ほかに1件あったとの答

弁がありました。

また、採点にあたっての質問がありましたが、辛口ではあるが客観的に判断して採点しているとの答弁がありました。そのほか具体的な検証方法等についての質問がありました。

次に、議案第120号、指定管理者の指定について、飛騨市サン・スポーツランドふるかわ、飛騨市古川町森林公園について申し上げます。本案は、飛騨市サン・スポーツランドふるかわ、飛騨市古川町森林公園の指定管理者として、飛騨市森林組合を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5カ年、指定するものです。

質疑では、冬場の管理状況についての質問があり、冬場は利用が少ないため、指定管理者の事務所で対応しているとの答弁がありました。

次に、議案第121号、指定管理者の指定について、飛騨市黒内屋内運動場について申し上げます。本案は、飛騨市黒内屋内運動場の指定管理者として、株式会社季古里を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、指定するものです。

質疑では、公募に対する応募の状況の質問があり、応募は1件であったとの答弁がありました。また、冬季の利用促進については、指定管理者と協議していくとの答弁がありました。

いずれの議案に対しても自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 谷口充希子 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようでありますから質疑を終結し、これより自由討議を行います自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論の通告はありませんので、これで討論を終結し、これより採決いたします。

議案第115号から議案第121号までの7案件については、一括採決いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。よって、議案第115号から議案第121号までの7案件につきましては、一括採決することに決しました。

議案第115号から議案第121号までの7案件については、委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

異議なしと認めます。よって、議案第115号から議案第121号までの7案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第9 議案第122号 飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について  
から

日程第19 議案第132号 飛騨市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

◎議長(内海良郎)

日程第9、議案第122号、飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例についてから、日程第19、議案第132号、飛騨市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてまでの以上11案件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

議案第122号から議案第132号までの11案件については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。産業常任委員長、高原邦子君。

[産業常任委員長 高原邦子 登壇]

●産業常任委員長(高原邦子)

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第122号から議案第132号までの11案件につきまして、審査の概要ならびに結果について報告いたします。

去る12月12日、午後1時より委員会室で審査を行いました。

議案第122号、飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律が平成25年9月20日に施行され、中小企業信用保険法における小口融資利用対象者である小規模企業者の従業員数に関する規定の条項番号が改正されたことに伴い、当該条例の関係条項を改正するものです。上位法改正に伴う条例改正のため、質疑はありませんでした。

次に、議案第123号、指定管理者の指定について、飛騨市星の駅<sup>すかい</sup>ドーム・神岡について申し上げます。本案は、飛騨市星の駅<sup>すかい</sup>ドーム・神岡の指定管理者として、協同組合スカイドーム・神岡を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、指定するものです。

質疑では、指定管理者の指定審査委員のメンバーについての質問があり、単独応募の場合は副市長を委員長とし、企画商工観光部長ほか関係する部長で審査し、複数応募の

ある場合は、外部の方に審査をお願いしているとの答弁がありました。

また、2階部分の利用状況等の質問があり、平成24年度は1,491名の利用があり、展示会の会場としても利用しているとの答弁がありました。今後、地域の行事にもより利用していけるように、指定管理者と協議していくとの答弁もありました。

また、新商品のテストマーケティング等に利用しているのかとの質問があり、指定管理者の組合は各商店が集まって作っている組合であり、テストマーケティングも行っていけるようお願いしていくとの答弁がありました。

次に、議案第124号、指定管理者の指定について、飛騨古川桃源郷温泉ぬく森の湯すば一ふるについて申し上げます。本案は、飛騨古川桃源郷温泉ぬく森の湯すば一ふるの指定管理者として、株式会社季古里を平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間、指定するものです。

質疑では、指定管理料の算出根拠について質問があり、管理費から収入を引いた金額を基に決定しているとの答弁がありました。

また、若い人の利用促進についての質問があり、リンゴ湯や薬草風呂、キッズコーナーなどを設置して営業努力をしているが、残念ながら利用客は減少しているとの答弁がありました。

また、建設当初は福祉としての位置づけの経営であったが、途中で観光施設の位置づけになったことに、今後の方向性についてどのようにしていくのか質問があり、機構改革を行うなどしているが、今後3年間の様子を見ながら、さらに深く考えていかなければならない。また、指定管理者の取り組みに期待したいとの答弁がありました。そのほか、ねっとかわいと管理に関する協議を始めたことや、コンサルタントによる経営目標を立てるなど、経営改善を検討していくとの答弁がありました。

次に、議案第125号、指定管理者の指定について、飛騨市古川総合交流ターミナル施設ホテル季古里について申し上げます。本案は、飛騨市古川総合交流ターミナル施設、ホテル季古里の指定管理者として、株式会社季古里を平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間、指定するものです。

質疑では、有限会社から株式会社へ変更した理由についての質問があり、会社法の改正により、出資金のハードルが下がったことなどによって株式会社となったとの説明がありました。

また、役員報酬についての質問があり、平成24年度は2名であったが、今回は1名とされ、経営努力しているとの答弁がありました。

次に、議案第126号、指定管理者の指定について、飛騨市古川味処施設について申し上げます。本案は、飛騨市古川味処施設の指定管理者として、味処古川協会を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、指定するものです。

質疑では、応募状況について質問があり、2件の応募があり、外部の審査委員により採点等を行っていただき、その結果によって決定したとの答弁がありました。そのほか、

トラフグ料理の提供や土地代についての質問がありました。

次に、議案第127号、指定管理者の指定について、飛騨古川まつり会館について申し上げます。本案は、飛騨古川まつり会館の指定管理者として、お越し太鼓の里協会を平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間、指定するものです。

質疑では、市長が理事長を務めていることに対する質問があり、一般的には好ましくないが、祭り屋台を借りて展示していることから、市が責任を持って管理するという事で、市長が理事長となっているとの答弁がありました。この件は、議員全員出席の予算委員会でも質問があり、市長が理事長である団体の指定管理を、副市長が審査することは好ましくなく、改善していく旨の答弁があったことはご承知のとおりです。

また、収入見込額について質問があり、ネットショップを行っていることから、その収入を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第128号、指定管理者の指定について、飛騨市神岡広域総合交流促進施設Mプラザ、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、飛騨市流葉自然休養園管理センターについて申し上げます。本案は、飛騨市神岡広域総合交流促進施設Mプラザ、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、飛騨市流葉自然休養園管理センターの指定管理者として、大阪緑風観光株式会社を平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間、指定するものです。

質疑では、全国公募した理由、公募方法、期間について質問があり、これまでの指定管理者が大阪市の会社であるため、ホームページにより公募し、期間は1カ月間行っただとの答弁がありました。

次に、議案第129号、指定管理者の指定について、古川町農産物直売施設について申し上げます。本案は、古川町農産物直売施設の指定管理者として、三寺めぐり朝市を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、指定するものです。

質疑では、収支計画の旅費交通費について質問があり、県が実施する研修会などに参加するなどの経費であるとの答弁がありました。今後の規模拡大についての質問では、売り上げが1,100万円ほどで推移しており、後継者不足でもあることから、規模拡大は考えていないとの答弁がありました。

次に、議案第130号、指定管理者の指定について、森茂牧場について申し上げます。本案は、森茂牧場の指定管理者として、飛騨市和牛改良組合を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、指定するものです。

質疑では、放牧している頭数について質問があり、最大25頭で、現在は20頭放牧しているとの答弁がありました。また、放牧している牛についての質問があり、各畜産農家にアンケートを取り、希望者の牛を放牧しているとの答弁がありました。

次に、議案第131号、指定管理者の指定について、飛騨河合飛騨牛繁殖センターについて申し上げます。本案は、飛騨河合飛騨牛繁殖センターの指定管理者として、農事

組合法人飛騨かわい牧場を平成26年7月1日から平成31年3月31日までの4年9カ月間、指定するものです。

質疑では、課題についての質問があり、今年度204頭を飼育しているうち、180頭出産し、50万円程度で販売できれば問題はないとの答弁がありました。

次に、議案第132号、飛騨市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、急傾斜地崩壊対策事業分担金の事業区分を市事業と県事業とに区別するために改正するものです。

質疑では、急傾斜地崩壊対策事業の工種について質問があり、法枠、擁壁、法面保護等の土木工事であるとの答弁がありました。また、希望箇所は計画的に実施できているのかとの質問があり、全てができる訳ではないが、県で順次対応していただいているとの答弁がありました。

いずれの議案に対しましても討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。以上で、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ないようでございますので、これで質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第122号から議案第132号までの11案件については、一括採決したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認め、これより一括採決いたします。議案第122号から議案第132号までの11案件については、いずれも委員長報告は可決であります。これら11案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第122号から議案第132号までの11案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第20 議案第133号 平成25年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）  
から

日程第25 議案第138号 平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算  
（補正第2号）

◎議長（内海良郎）

日程第20、議案第133号、平成25年度飛騨市一般会計補正予算、補正第3号から、日程第25、議案第138号、平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算、補正第2号まで以上6案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。6案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり、原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過および結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、本案にかかる委員長報告は省略をいたします。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。議案第133号から議案第138号までの6案件につきましては、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。最初に議案第133号、平成25年度飛騨市一般会計補正予算、補正第3号について採決いたします。議案第133号について、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第133号については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第134号から議案第138号までの5案件は、一括採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認め、これより一括採決いたします。議案第134号から議案第138号までの5案件について、委員長の報告は可決であります。これら5案件は、委員長報告

のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

ご異議なしと認めます。よって、議案第134号から議案第138号までの5案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第26 議案第139号 無線システム普及支援事業飛騨市消防・救急デジタル無線及び消防指令システム整備工事の請負契約の締結について

◎議長(内海良郎)

日程第26、追加議案であります。議案第139号、無線システム普及支援事業飛騨市消防・救急デジタル無線及び消防指令システム整備工事の請負契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり。) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長(内海良郎)

消防長 沢之向光君。 ※以下、この議長発言者指名の表記は省略する。

[消防長 沢之向光 登壇]

□消防長(沢之向光)

それでは、議案第139号について説明をいたします。

市は、工事の請負契約を次のとおり締結する。1、契約の目的、無線システム普及支援事業飛騨市消防・救急デジタル無線及び消防指令システム整備工事。2、契約の方法、事後審査型条件付一般競争入札。3、契約金額、3億7,380万円。4、契約の相手方、飛騨市古川町栄一丁目1番地142号、中央電子光学・古川電気特定建設工事共同企業体。代表者、飛騨市古川町栄一丁目1番地142号、中央電子光学株式会社、飛騨営業所長、上原英昭。構成員、飛騨市古川町新栄町5番6号、古川電気株式会社、代表取締役、大門武彦。裏面をお願いします。

5、工事の場所、飛騨市地内。6、工事の概要、消防・救急デジタル無線一式、消防指令システム一式。

この議案について補足説明をいたします。この工事につきましては、消防本部が現在使用している消防・救急無線をデジタル化するための工事と併せて、老朽化して通信室の指令台を新たに更新するものです。

また、この事業につきましては電波法の規制を受けることから、東海総合通信局の指導の下に昨年は基本設計、本年は実施設計を行い、先の9月議会で説明させていただきましたが当初は平成26年度、27年度で工事を行う予定でしたが、今年度新たに設けられた国の補助事業が飛騨市に大変有利なものであることから、1年前倒しで工事に着手することで補正を組ませていただいたものです。

11月12日付で、補助金の交付決定を受けて事業を進めているもので、入札につきましては、地元企業を含めたJVを対象とした一般競争入札方式として公告したところ、2社の申し込みがあり、12月4日に入札を終了し、事後審査にて条件を満たしていたために12日に仮契約を締結したものです。

なお、請負率は96%でした。以上です。よろしくお願いいたします。

〔消防長 沢之向光 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

今日、当日出された議案でして、慌ててこの契約の相手方の住所を確認してみました。栄町一丁目1番に、中央電子光学という所の会社があったかと思ひまして調べましたけれども、地図には載っておりましてけれど。3億7千万ほどの大きな工事ですのでJVを組まれたと。共同企業体にするということですがけれども、この会社の概要が全くわかりません。まず、この会社の概要を説明願います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□消防長（沢之向光）

こういった消防無線の機器を扱っているメーカーがございますが、そういったメーカーの代理店をしている企業でございます。

○17番（籠山恵美子）

消防無線の機器を扱っている会社ということですね。実際にわからないものですから。代表がこの中央電子光学になっていて、構成員が古川電気株式会社となっています。古川電気というのは、私なんかは古川の議員ですからよく会社は存じ上げておりますけれども、地元の電気整備会社が代表ではなくて、こちらが構成員になっておりますので、代表者である中央電子光学というのは、どの程度の規模と専門性を持った会社であるのかと。その辺が、今日初めて出たものですからね、ここに。全くわからないので、その会社の規模なり、実績なりがわかればよろしいかと思うのですが。わかれば教えてください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

中央電子光学につきましては、本社は高山だと思っております。間違っておりましたら、また訂正をさせていただきます。

今回、代表構成員の資格要件というのがございまして、業種につきましては電気通信工事業。総合点数につきましては900点以上ということで、建設業法第27条の23に規定する経営自己審査によるものでございます。それから、施工実績に関する条件と

いうのを付しております、過去10年以内に請負金額1億円以上の消防・救急デジタル無線および消防指令システム整備工事の元請実績があることとということでございます。それから、配置技術者に関する条件としまして、電気通信工事の監理技術者資格者証および管理技術講習修了証を有する者を専任で配置することとということでございます。こうしたことで、これまでも消防・救急デジタル無線と消防指令に関する工事の実績があるということとでございます。

なお、構成員の資格でございますが、構成員につきましては総合点数が700点以上かつ電気通信工事業500点以上ということで、構成員につきましては、代表者と比べると資格要件が低いものでございます。そうしたことで、今回のことにつきましては事前にプロポーザルをしていただいて、応札があった業者ということと確認をしながら、その中でJVの組む可能な業種ということで選定をさせていただき、入札につきましては先ほど消防長が申し上げましたように、2社といたしますか、JVを組んだ2社の中から応札があって決定をしたということとでございます。

○17番（籠山恵美子）

この営業所ですけれども、議会事務局にあった住宅地図には載っていなかったのです。局長にネットで見てもらったら、確かにそこにはあったようですけれども。要するに、飛騨市内に登録をしておりませんと応札はできませんよね。そのために営業所を作ったのだと思いますけど、この営業所はいつごろ、この会社は飛騨市内に設置したというか、入ってきたのですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

この住所につきましては、多分土地の登記簿の台帳だというふうに思っております。それから、中央電子光学さんが飛騨市に入られましたのは、飛騨市に住所を置いていないと入札に参加できないということで、かなり前から営業実績がございます。それから代表者でございますが、今回の応札に関しましては、代表者は飛騨市内に住所があるなしということの条件は付しておりません。もう1社につきましては、よその大手の方でございます、大手の方と飛騨市の電気業者さんがJVを組まれて応札をされた。たまたま落札をされた方につきましては、飛騨市に住所があったということとでございます。

○17番（籠山恵美子）

電気関係でJVが組まれるというのは、ちょっと珍しいかなと思うのですけれども、これはかなり前から実績があるということだったのですが、今回こうやって入札するに当たっては、JVを組むというのが条件だったということですか。例えば、それが行政主導でJVを組まないこの入札には参加できませんよとかという、そういう条件があったのですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

全ての工事が同様でございますが、できるだけ飛騨市内の業者さんに仕事が行き渡るということを前提に、これまでの入札の作業が進められています。飛騨市内の業者さんでこなされる業種につきましては、できるだけといいますか、全て飛騨市内の業者さんで入札を行うというのが原則でございます。今回の件につきましては、先ほど構成員といいますか代表者の資格で申しましたように、かなり複雑な技術でございますし、それから電気通信業ということで、普段あまり業種として行うことが少ない業種でございます。したがって、代表者につきましては、それなりの資格と実績を持っている所ということで、先ほど申しましたように事前に審査をさせていただいて、何社か抽出をしたわけでございます。

それで、今回JVとしましたのは、飛騨市内の業者さんにできるだけ入っていただきたいということで、大手の事業者が取られますと下請けに入るということになるわけでございますが、JVで入っていただいた方が、飛騨市内の業者さんがより確かに仕事ができるということで、JVを組むということにつきましては指名委員会で決めさせていただいて、JVで発注をするということで決めたことでございます。

○17番（籠山恵美子）

最後のところがちょっとわからなかったです。そのJVを組むということについては、指名委員会で決めた。指名委員会で決めるということは、ちょっと私も勉強不足ですけど、入札に当たってということで…。指名競争入札ではないので、ちょっとその辺の順番が、段取りがわからないのですけれども。もうちょっとわかりやすく教えてください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

JVにつきましては、事前に指名委員会の中でJVで行うかどうかということを決めた後に、事業者を募集します。したがって、指名競争入札の場合には具体的な業者さんが出るわけでございますが、条件付の一般競争入札につきましては、条件を付したもので提示をするわけございまして、具体的にどこの業者さんが応札されるかということはわからないわけございまして、先ほど申しましたように、JVで一般競争入札をするということを指名委員会で決めさせていただいて、これに基づいてこうした入札が行われたということでございます。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（山下博文）

全体にこの事業が早まったということですが、工事期間はいつからいつまでですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□消防長（沢之向光）

工事期間については、契約を結んだ日から今年度3月31日までとしております。

なお、このことにつきましては、国の補助要綱の中で単年度契約といったようなところに準じてこういった契約期間としております。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ないようでありますので、これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第139号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第139号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

討論なしと認めます。討論を終結し、これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◆日程第27 議案第140号 損害賠償の額の決定について

◎議長（内海良郎）

日程第27、追加議案であります。議案第140号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

〔病院管理室長 川上清秋 登壇〕

□病院管理室長（川上清秋）

それでは、議案第140号について説明をさせていただきます。

次のとおり損害賠償の額を定める。1、損害賠償の理由、平成24年8月16日午後1時頃、国民健康保険飛騨市民病院において、男性に腹腔鏡下胆嚢摘出術を行ったが、翌日より腹痛を訴えたため検査した結果、胆汁性腹膜炎であることが判明し、再手術を行った。その後、男性は、腹部の膨満感及び痛みが継続したため、長期間の治療を要することとなり、男性に対し精神的苦痛を与えることとなった。2、損害賠償の額、464万9,378円。3、損害賠償をする相手方、飛騨市神岡町在住、男性、67歳。以上でございます。よろしく申し上げます。

〔病院管理室長 川上清秋 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

この詳しい内容については全協で伺いましたけれども、具体的に損害賠償の額というのは、どこから出るのでしょうか。全額保険で対応なののでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□病院管理室長（川上清秋）

補償金につきましては、全額保険から支出されます。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ないようでありますので、これで質疑を終結いたします。お諮りします。ただ今議題となっております議案第140号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第140号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

討論なしと認めます。討論を終結し、これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、閉会にあたりましてご挨拶を申し上げます。12月2日に開会いたしました今議会は、16日間にわたりまして提案をいたしました議案について慎重なる審査をいただき、適切なるご決定を賜りまして誠にありがとうございました。

審議の中で議員の皆様から賜りました数々のご指摘や、ご意見等につきましては、真摯に受け止めさせていただくとともに、今後の市政運営に活かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

飛騨市が誕生いたしまして10周年、第40回の議会が閉会をいたしますが、これからも飛騨市がさらに発展いたします行政運営に心がけてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、さらなるご支援、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。これから寒さも厳しくなっております。くれぐれも健康にはご留意をいただきまして、家族そろって輝かしい新年を迎えられることを心からお祈りを申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で市長の発言が終わりました。ここで閉会にあたり、お願いと御礼を申し上げます。

今定例会の期間中、日刊紙に、どの自治体もある程度は共通することがあるとしながら、飛騨市議会の一般質問に対してやり取りの無駄が多い点が気になると指摘し、一方で、質問者ではない別の議員が市の答弁について、一般質問が形骸化していると批判しているとした上で、一般質問について議会改革や行財政改革の対象にしたら、という記事が掲載されました。

また、市民の方からも、このことに関する意見が議長、副議長に寄せられておりますので、このことを契機により良い一般質問となるよう、お互いに尽力をしていただきますようお願いを申し上げます。

さて、今定例会は合併10年目の最後の節目の定例会でありました。そこで、一般質問において「合併から10年、土台の上に建てるものについて」と市政の今後の方向を

ただしたのに対し、井上市長は、産業では農業、観光、商業、工業、公共事業の分野と、教育福祉、財政の健全化、地域力の創出、職員の育成についての思いを述べられました。その上で、これらの課題を解決するに当たり、皆さんと現状を共有し解決の方向性を示す。その方向性は現状を変えることである。27年度から始まる総合計画の後期実施計画では、この土台の上に華を咲かせたい、と言われました。

私ども議会は、委員会活動をはじめ政務活動費の活用による先進地視察などを通して、自らの発想で市民の誰もが幸せになるために、政策を提言、提案することで市長と競い合い、お互いが知恵を絞り、協力・協働して最良の意思決定を導きたいと念じております。

さて、今年最後の議会定例会も皆様方の協力のもと、無事閉じさせていただきますことに対しまして御礼を申し上げます。ありがとうございました。最後に、今年もあとわずかとなりましたが、賜りましたご恩に感謝申し上げますとともに、市民の皆様の幸せと、各位におかれましても、来年平成26年はより良い年となりますことをご祈念申し上げます。

#### ◆閉会

##### ◎議長（内海良郎）

それでは本日の会議を閉じ、12月2日から16日間にわたりました平成25年第4回飛騨市議会定例会を閉会といたします。

（ 閉会 午後3時56分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長                      内海 良郎

飛騨市議会議員（1番）              前川 文博

飛騨市議会議員（2番）              中嶋 国則